

平成 28 年 11 月

各 位

一般社団法人日本電気工事士協会
事 務 局

高圧ケーブル工事技能認定制度の変更について

(平成 29 年度分より認定証有効期限が定められます)

当協会・一般社団法人日本電気工事士協会主催（認定機関：一般社団法人日本電気協会関東支部）として毎年実施しております「高圧ケーブル工事技能認定講習会」受講者に対して発行される「認定証」につきまして、平成 29 年度（平成 29 年 4 月以降）実施認定分より、下記の通り認定有効期限が定められますのでお知らせいたします。

当「高圧ケーブル工事技能認定制度」は、東京電力管内において施工工事を行う事業者のために昭和 46 年に開始されて以来、その認定者は現時点で延べおよそ 6 万 1 千人となっております。

しかしながら、ご承知のように昨今のケーブル施工に係る機材・材料等においても技術革新が進み、様々なケーブル端末の作り方が普及しております。そのため、ケーブル工事における技術・技能の維持・向上面でも、更なる継続的な技術・技能の修得機会が必要となってきました。

このような中、当技術認定においては、一度取得すれば保有者のその後の技術水準程度に関わらず高度な技能を有していると見なされるなど、多くの課題が顕在化しつつあります。

以上を鑑み、上記の課題解決に向け高圧機器施工認定委員会における検討結果を踏まえ、現行の認定制度の見直しが行なわれました。

つきましては、これまで無期限有効としておりました認定期限を、平成 29 年度（平成 29 年 4 月以降実施分）より「5 年の有効期限」を定め、引き続き認定継続を希望する場合は関西電力地区同様に、別途「更新のための講習」を受けていただくこととなります。

平成 29 年度以降（平成 29 年 4 月以降）、新たに講習会受講による「認定証」を取得予定の方々におかれては、予めご留意のほどお願いいたします。

尚、本年平成 28 年度（平成 29 年 3 月末日まで）実施分に認定証を取得した方々は、無期限有効者として今後も更新講習を受ける必要はありません。

以上ご理解・ご周知をお願いいたします。

以 上